

お知らせ

町より

固定資産

家屋の新築・増築・取り壊し を行ったら届け出を

平成24年1月2日から平成25年1月1日の期間に、住宅や車庫、倉庫などの建物を新築・増築、または取り壊された場合は、税務課まで届け出を行ってください。

新築・増築については、随時家屋評価に回っておりますが、まだ家屋評価が済んでいない建物がありましたら連絡をお願いします。

取り壊しを行った家屋については、届け出を怠りますと、実際は建物がないのに課税されることとなります。

また、未登記の家屋の売買などで所有権移転を行った場合も必ず届け出を行ってください。届け出がない場合には、前の所有者に課税されることとなります。

税務課 資産税係

☎52・5853(直通)

土地登記簿の地目と現況が 違う場合は届け出を

土地については、法務局の登記簿

の地目にかかわらず、毎年1月1日現在の状況により課税を行いますので、登記簿の地目と現況の地目が違う場合は届け出を行ってください。

この届出を怠りますと、実際(現況)は畑なのに登記簿の地目が宅地であるため宅地として課税されることがあります。

税務課 資産税係

☎52・5853(直通)

償却資産申告書の提出は 平成25年1月31日まで

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などを言います。

例えば、構築物(煙突、鉄塔など)、機械および装置(旋盤、ポンプ、動力配線設備など)、船舶、運搬具、工具などです。

償却資産は、事業者自らが市町村に毎年1月末日までに申告することになっています。平成25年1月1日現在の資産状況を1月31日(木)までに税務課へ申告してください。

提出書類

申告書、種類別資産証明書

課税標準額

平成25年1月1日現在の償却資産の価格で、課税台帳に登録された価格です。

免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

・税額
課税標準額に1.4%(税率)を乗じて算出されます。

税務課 資産税係

☎52・5853(直通)

農政

マシン油散布

農業後継者グループ「宮原農火の会」が、マシン油を散布いたします。庭木などで害虫発生などに困っている人は、ぜひお申し込みください。

日時

1月26日(出)(雨天時1月27日(日))

料金 4000円

※植木の本数により変更があります。

散布地域

宮原地区内(会員数が少ないため、地区を限定させていただきます。)

◆申込期限 1月18日(金)

◆お申し込み・お問い合わせ先

農業振興課 農政係

☎52・5854(直通)

農産

放任果樹対策事業

氷川町において、諸事情により放任された果樹について、鳥獣の住

処などになることを防ぐために、その果樹などの伐採や整地などを行う事業を実施します。

要件は次のとおりです。ご希望される場合は、お問い合わせください。

◆事業内容

諸事情により、管理できなくなった果樹などの伐採。

◆交付単価

事業費の75%を補助。ただし7万5000円/10アを上限とする。

◆交付対象経費

①放任果樹などの伐採や整地などにかかる賃金。
②放任果樹などの伐採や整地などに必要な資材。
③測量器材、刈払機、重機、車両の借料およびその燃料代。

問 農業振興課 農産係

☎52・5854(直通)

農業委員会

基盤強化法に基づく 土地の貸し借りに関する

農地を農地として貸し借りする場合、通常は農地法の許可を受ける必要があります。利用権設定とは、農地法の許可を要せずに、農業経営基盤強化促進法に基づいて農地の貸し借りをする制度です。貸し手と借り手で決めた期間がくれば自動的に貸借関係は終了します

ので、貸していた農地は必ず返ってきます。

◎権利関係の記録を保管し、期間が終了する前にお知らせします
貸し借りをしている農地の権利関係に関する記録は、農業委員会ですっきり保管します。さらに、契約が終了する前には、貸し手・借り手双方にお知らせしますので、契約を更新するか、終了するかをその都度決定できます。

◆申請の締め切り 毎月15日
※土・日、祝日にかかる時は、その前開庁日になります。

◆必要なもの
所有者・認印
耕作者・認印

※町外の人が借りる場合は、耕作証明書(住民票のある市町村の農業委員会で発行)を一通お持ちください。

※利用権設定の申請書は、農業委員会で準備しています。

問 農業委員会事務局

☎52・5861(直通)

学校給食

氷川町学校給食共同調理場の 給食物資納入希望者 申し出受け付け

平成25年度学校給食の食品食材の納入希望者の受け付けを次のと

おりを行います。

◆受付期間

平成25年1月8日(火)～18日(金) 8時30分～17時(土・日、祝日を除く)

◆提出場所

氷川町学校給食共同調理場 給食運営委員会事務局

(氷川町学校給食共同調理場内)

◆納入品

学校給食で使用する食品材料

◆資格

営業許可証を有すること

◆選定

希望者が多数の場合は、給食運営委員会で審査し決定します。

※なお、詳細につきましては、氷川町学校給食共同調理場までお問い合わせ下さい。

問 学校教育課 学校給食係

☎52・6202(直通)

県より

特定テーマごとの 日曜日労働相談のお知らせ

県では、特定テーマごとの日曜日労働相談を実施します。来所または電話でご相談ください。



工事に伴う交通規制について

①1月上旬～平成25年2月28日 全面通行止



問 農地整備課 農地整備係 ☎52-5855(直通)

②1月上旬～平成25年3月25日 全面通行止



問 建設下水道課 建設係 ☎52-5856(直通)

「はたちの献血」キャンペーン

献血者が減少しがちな冬期は、輸血用の血液不足がおきやすい季節です。

このため、熊本県では1・2月の2か月間、成人式を迎える「はたちの若者を中心に多くの県民の皆さまに献血の呼びかけを行っています。特に若い人たちは、献血をしたことがない人は、ぜひご協力をお願いします。

問 熊本県業務衛生課

☎096・3333・2242